

わが家の防災マニュアル改訂業務
(日本語版)

仕 様 書

令和8年10月

甲府市防災企画課

1 業務名称

「わが家の防災マニュアル」改訂業務（日本語版）

2 業務目的

令和7年度の甲府市地域防災計画の改訂において、想定される地震被害が従来の「東海地震」から「曾根丘陵断層帯地震」へと見直されたことにより、市域における被害想定規模が大きく変化した。これに伴い、直下型地震に対する防災・減災体制の再構築および住民の防災意識の再啓発が急務となっている。

また、近年、集中豪雨や台風などの自然災害が頻発化・激甚化する中、気象庁は令和8年5月29日より新たな体系による防災気象情報の運用を開始した。これを受け、河川氾濫や大雨、土砂災害等が発生した際に、住民が最新の情報に基づいて迅速かつ適切な避難行動をとれるよう、マニュアルの改訂・作製が必要となっている。

本業務は、平時からの備えの重要性を広く住民に周知し、発災時には適切な行動が取れるよう意識啓発を行うとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、マニュアルを通じて「自助」「共助」の重要性和防災意識の向上を図るものである。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 業務内容等

（1）業務内容

ア 市民向けの防災マニュアルの改訂・作製

（企画立案・取材・撮影・イラストレーションの作成・デザイン・原稿データ作成・レイアウト・編集・校正・印刷・製本・納品・工程管理・音声読み上げ機能への対応。）

イ その他、近年の災害や本市の地形的・地理的特性を踏まえた受託者が追記・加筆する内容及び本市と受託者の協議の上で定める業務

（2）成果物

ア 冊子

（ア）日本語版 90,000部

イ 電子データ

（ア）電子ブック形式（ホームページ等へ掲出可能な形式）

（イ）閲覧用 PDF ファイル（ホームページ掲載等、軽量化されたデータ）

（ウ）印刷・編集用データ

① Adobe Illustrator 形式 [ai 形式]

(テキストデータ及びフォントアウトライン済データの両方)

- ② 印刷用高解像度 PDF ファイル (または EPS 形式)
- ③ 使用イラスト・写真等の配置画像データ一式

(3) 納 品

- ア 納 期 令和9年3月15日 (月)
- イ 納品場所 市長直轄組織危機管理室防災企画課及び市内指定場所

5 仕 様

【日本語版】

- (1) 規 格 : A4 判 (中綴じ製本を想定した仕様とすること)
- (2) ページ数 : 56 頁以上 (表裏表紙含む)
- (3) 配 色 : 両面カラー印刷 (4 色刷り以上)
- (4) 紙 質 : 表紙 再生マット 110 kg PP 張り
中 再生マットコート 90 kg
※古紙パルプ配合率、塗工量等により算定される、総合評価値 80 % 以上。
- (5) その他 : ア 誰にでも見やすく読みやすいユニバーサルデザイン (UD フォントの使用、色覚配慮等) を採用すること。
イ 全てのページにおいて、音声読み上げ用コード (Uni-Voice 等) の印字または Web やアプリケーション等での音声読み上げ機能に対応させること。
ウ 視覚障害者等の利便性向上のため、冊子のすべてのページの指定位置に切り欠き加工を施すこと。
エ 各要所に二次元コードを配置し、市ホームページや減災啓発動画等へ誘導・連携させること。

6 構成・掲載項目等

掲載内容を綿密に検討し、図、表、写真、イラスト等を活用して老若男女を問わず、誰が見ても視覚的に分かりやすいものとし、文章表現についても平易な用語を用いるものとする。また、災害への備えを啓発、防災意識の高揚につながる内容とする。

なお、本マニュアルは市民が対象となることから本市に特化した構成とし、以下の内容を含めた構成とする。

項目	概要
地震	1 本市で想定される地震についての解説 (南海トラフ地震、曾根丘陵断層帯地震、その他活断層型地震)

項目	概要
地震	2 地震発生時の行動を時系列で解説 3 場所ごとの行動をケースごとに解説（屋内、屋外、通勤・通学時、職場・学校等） 4 地震の被害を減らすための家庭での備えを解説 5 液状化について解説 6 1～5以外に新たに追記・加筆する内容
風水害	1 水害の被害を減らすための家庭での備えを解説 2 雨の降り始めから避難するまでの行動を時系列で解説、避難する際の注意点を解説 3 甲府市洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップの紹介（道路冠水やアンダーパスの危険性について等） 4 近年の風水害（令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和8年8月千葉豪雨等）について分かりやすくまとめ、自然災害が激甚化、頻発化していることを伝える 5 台風、集中豪雨、線状降水帯等の特徴や危険性を解説 6 新たな気象防災情報に関する説明及び避難行動判定フローの掲載 7 新たな気象防災情報に対応したマイタイムラインの掲載 8 1～7以外に新たに追記・加筆する内容
土砂災害	1 土砂災害の種類や前兆現象について解説 2 気象台や本市からの避難情報、市民が取るべき行動、警戒レベルとの関係などを時系列で市民に分かりやすく解説 3 土砂災害警戒区域の確認を促す内容を掲載（甲府市洪水ハザードマップを二次元コードで貼り付ける等） 4 1～3以外に新たに追記・加筆する内容
雪害	1 大雪で想定される被害の解説 2 大雪時の注意事項（除雪方法、路面凍結対策等）について解説 3 大雪への備えについて解説 4 1～3以外に新たに追記・加筆する内容
火災	1 火災への備えについて解説 2 火災発生時の行動について解説 3 1～2以外に新たに追記・加筆する内容
避難所について	1 避難所の備蓄品について分かりやすく解説 2 避難所生活について解説（プライバシー保護、要配慮者への対応、感染症対策等） 3 ペットの同行避難について解説 4 1～3以外に新たに追記・加筆する内容
災害時情報の受取り方、調べ方	1 様々な方法で発信される情報を自ら取りに行くことの重要性を市民に認識させる 2 情報伝達手段の紹介（甲府市防災防犯メールマガジン、甲府市防災アプリ、甲府市防災ポータル、防災行政用無線、テレホンサービス、NN S（テレビ11ch・NHK）のデータ放送、緊急速報メール、Jアラート、Lアラート） 3 その他防災関連情報の紹介（こうふMAP（甲府市）、川の水位情報（山梨県）、総合河川情報システム（山梨県）、土砂災害警戒情報システム（山梨県）、停電情報（東京電力パワーグリッド㈱）、川の防災情報（国土交通省）等） 4 障がい者への対応について（耳で聴くハザードマップ、コミュニケーションボード、甲府市日常生活用具給付等事業の紹介等） 5 1～4以外に新たに追記・加筆する内容

項目	概要
地域の防災力の強化	1 地域（自主防災組織）での活動（家族会議、避難行動要支援者への対応） 2 防災リーダー登録制度の解説 3 1～2以外に新たに追記・加筆する内容
平時からの備えについて	1 各家庭に必要な備蓄品、非常持出品について例示 2 フェーズフリーについて解説（ローリングストック等） 3 各家庭に必要な備蓄品を家族構成に応じて必要な物もケースごとに例示 4 富士山噴火への備え 5 1～4以外に新たに追記・加筆する内容
避難所マップ	1 本市避難場所マップの掲載（指定避難所、指定避難地、一時避難所（協定先）等の掲載） 2 1以外に新たに追記・加筆する内容

※各項目の「～以外に新たに追記・加筆する内容」については、「4 業務内容等-（1）業務内容-イ」で示すものとする。

7 費用

受託者の業務に係る一切の経費については、受託者の負担とする。

8 資料等の貸与及び返却

- （1）本市は、受託者に関係資料等を、貸与するものとする。
- （2）受託者は、貸与された関係資料等を利用する必要がなくなった場合、または本市から返却要請があった場合には、ただちに本市に返却するものとする。
- （3）本市の承諾を受けないで他に公表・貸与、または他の業務に使用等をしてはならない。

9 打ち合わせ等

- （1）受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、本市と密接に打合せを行い、本市の指示に従い誠実に業務を行なわなければならない。
- （2）受託者は、業務の進捗に応じた打合せ及び報告を行うものとする。
- （3）受託者は、本市が必要と認める場合には、必要な資料の提出並びに打合せを実施するものとする。

10 疑義

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議し、その指示に従わなければならない。

11 著作権

- （1）本業務により作成された成果物（以下「成果物」という。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しの時に、受託者から本市に譲渡されるものとする。なお、この譲渡の対価は契約金額に含まれるものとする。
- （2）本市が受託者に提供する行政情報に基づき作成された内容は、本市に著作権が帰属し、

受託者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、本市の許可を得るものとする。

1 2 著作者人格権

- (1) 受託者は、本市及び本市が指定する第三者に対し、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとし、成果物の作成に関わった受託者の従業員、再委託先その他の第三者にも行使させないものとする。
- (2) 本市は、将来的な成果物の改訂、部分的な文言の修正、情報の更新、レイアウトの変更、および他媒体（Web サイトや他広報物など）への転用・二次利用を、受託者の承諾を要することなく無償で自由に行うことができるものとする。受託者はこれに対し、同一性保持権の侵害等の主張を行わないものとする。

1 3 関係法令及び条例の遵守

受託者は、本業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1 4 その他

本業務完了後であっても、受託者の責に帰すべき原稿漏れや編集上の不備が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正・再納品等の対応を行うものとする。

なお、納品後に本市の都合により生じた内容変更・追加等の仕様変更については、双方協議のうえ対応を決定する。